

精華町公共建築物等における木材の
利用促進に関する基本方針

精 華 町

平成27年11月

精華町公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

平成27年11月策定

第1 趣旨

この基本方針は、精華町内の公共建築物等の整備において積極的に京都府産木材の利用を促進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき策定された、京都府の基本方針「公共建築物等における京都府産木材の利用促進に関する基本方針」に即して、法第9条第1項の規定に基づき、精華町内の公共建築物等の整備において京都府産木材の利用を促進するため必要な事項を定めるものです。

第2 公共建築物等における木材の利用促進の意義

精華町が公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する町民の理解を深めます。

1 木材の利用促進の意義

木材は、再生産可能な資材であり、木材の需要を拡大することは、森林の適正管理や林業・木材産業など地域経済の活性化につながり、森林が有する多面的機能の持続的発揮と資源循環型社会の形成に役立ちます。

木材は、断熱性や調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りや木目の癒し効果、木肌のぬくもりが、快適な住環境の形成に役立つ素材です。また、木材は生産・加工時のエネルギー消費が小さく、公共建築物等への利用によって長期間にわたり炭素が貯蔵され、地球温暖化防止への貢献が期待できます。

2 公共建築物等における木材の利用促進の効果

公共建築物等は、広く町民一般に利用に供されるものであり、精華町による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、町民に対して木との触れ合い、木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができます。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できます。

特に、京都府内で生産・加工された木材の利用促進により、地域における森林管理や経済活動の活性化を促進できます。

第3 精華町が整備する公共建築物等における木材利用促進の基本事項

1 木材の利用促進を図る公共建築物

(1) 対象

精華町の庁舎の他、町立の教育施設、文化施設、スポーツ施設、福祉施設医療施設等の町民が利用する機会が多い公共建築物や町営住宅を対象とします。

(2) 木造化を推進する範囲

公共建築物の整備においては、可能な限り「木造」とします。

ただし、以下に掲げる法令等により木造化の困難な①～③の場合は除きます。

- ①防火地域及び準防火地域において、建築基準法等の規定により木造化が困難な場合
- ②建築物に求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合
- ③災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等、文化財の収蔵・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難な場合

2 土木工事

精華町が実施する土木工事又は公共建築物、公園などの外構工事における各種資材を対象とします。

3 京都府産木材の定義

原則として「ウッドマイレージCO₂認証木材※」とします。

※ウッドマイレージCO₂認証木材

「京都府産木材認証制度」により、京都府産木材であることや輸送時に排出された二酸化炭素（ウッドマイレージCO₂）の削減量が証明された木材

第4 精華町が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物の木造化・内装木質化

精華町が整備する下記の施設は、可能な限り木造とします。

また、木造で整備する施設はもとより、RC構造などの非木造の施設においても、内装の木質化を積極的に推進します。

- ①学校施設
- ②社会福祉施設（保育所等）
- ③医療施設（診療所等）
- ④スポーツ施設（体育館）

- ⑤社会教育施設（図書館、公民館等）
- ⑥文化、観光施設
- ⑦消防施設（消防署等）
- ⑧住宅施設（公営住宅等）
- ⑨公園施設（管理棟・案内所等）
- ⑩農林水産業関連施設
- ⑪庁舎
- ⑫その他①～⑪に類する施設

2 土木工事

精華町が実施する下記施設の整備については、土木工事または外構工事での各種資材などで、京都府産木材・木製品を積極的に使用します。

- ①農林水産業関連施設
- ②道路施設
- ③公園施設
- ④河川施設
- ⑤外構施設
- ⑥その他①～⑤に類する施設

第5 民間での木材利用拡大

民間での木材利用の取組を拡大するため、民間が整備する建築物について、関係団体等の協力を得て、建築計画の情報収集や木材利用の働きかけに務めます。

民間での木材利用を促進する建築物は、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど、公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設や町民の目に触れる機会が多く展示効果が高い店舗等とします。